

第18回西和賀町議会臨時会

令和8年1月21日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。高橋到君から欠席の届出があり、これを受理しています。会議は成立をしております。

ただいまから第18回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

初めに、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、高橋敏樹君、6番、唐仁原俊博君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、高橋光世。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。

総務課長、吉田博樹。企画財政課長、新田由香里。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長、農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小林英介。健康福祉課長、深澤早苗。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。生涯学習課長、菊池輝昌。

加えて、議事運営補助員として私、議会事務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事いたします。

以上です。

議長 これで諸報告を終わります。

それでは、日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度西和賀町一般会計補正予算（第7号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、令和8年1月10日付、総務省自治行政局選挙部管理課からの「衆議院の解散に伴う総選挙の執行について」の事務連絡において、2月上中旬の衆議院議員総選挙の執行を念頭に準備を進めるよう通知が

あったことから、当該選挙の執行に向けた対応を早急に行う必要が生じ、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月13日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,425万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,184万9,000円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款4項5目衆議院議員総選挙費については、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、開票管理者等報酬、職員の時間外勤務手当、ポスター掲示場設置撤去業務委託料などの選挙事務に要する経費1,425万8,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。17款3項1目5節衆議院議員総選挙執行委託金について、衆議院議員総選挙費の財源として1,425万8,000円を見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から2点質問いたします。

1つは、冬場の選挙ということで、ポスターの掲示場所について、当初予定されている場所の変更等をしなければいけないような

ことはないかということが1点と、期日前の投票なのですけれども、ここ湯田庁舎は1階なのですけれども、沢内庁舎は2階で階段を上らなければいけないということで、冬場で足元不安定な中で1階に設置ということなどは検討されていないか、この2点についてお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。お答えします。

初めに、ポスターの掲示場等の設置箇所でございますけれども、検討したのですが、実は期間があまりにも短かったものですから、今回は従来どおりの設置箇所ということになってございます。ただ、今回除雪等の経費がかさみますので、予算額的にはちょっと大幅に2.5倍ぐらいは増額になっているという状況でございます。

あと、期日前の投票所の考え方でございますけれども、確かに湯田庁舎は1階ということで、沢内庁舎は2階という形になってございます。今回移動については、考えるまではちょっと至らなかったのですが、沢内庁舎は階段の脇にスロープ設置してございますので、そちらを運用しながら、利用される方に迷惑かからないような形で対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 急な選挙ということで、大変ご苦労さまです。

今宏議員のほうからもありましたけれども、ポスター掲示等については従来どおりやられるということで、予算的にも2.5倍ですか、非常に大きな金額を見積もっておられるということですが、今年の天候、非常に厳しい状況が続いておりますけれども、これだけの予算を持っても、場合によっては不足するようなこともあり得ると思うのですけれども、そのような場合の対応についてはどうされるで

しょうか。

議長 総務課長。

総務課長 現時点の予算の見込みでは、そういった部分を見込みながら、例えばポスターの掲示の場合ですけれども、剥がれて飛んだ場合は各湯田、沢内とも5枚ずつ予備は用意してございますし、そういった形で予備を用意しながら対応させてもらってございますので、この予算の中でできるものというふうに考えてございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第7号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第1号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、国の総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために物価高騰対応重

点支援地方創生臨時交付金が拡充されたことを踏まえ、新たな行政施策として実施する生活者支援、事業者支援について予算調整を行うとともに、事業費の調整等、必要な予算の調整をしようとするものであります。

1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,439万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億624万6,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 おはようございます。それでは、補正予算の内容について説明いたします。

先ほどの提案理由でも述べておりますが、今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の拡充が図られ、交付されることを受けて実施する生活者支援、事業者支援が主なものとなります。

初めに、歳出から説明いたします。7ページを御覧ください。2款1項1目一般管理費260万1,000円の増額は、令和7年12月末で退職しました職員に係る退職手当組合特別負担金となります。

8目自治振興費、地区集会所省エネ化事業4,175万円の増額は、地区集会所を管理する地域づくり組織が施設内照明のLED化及び省エネエアコンを設置し、省エネに取り組む

費用に対する補助となります。

3款1項1目社会福祉総務費、原油価格・物価高騰対応冬季特別対策事業170万6,000円の増額は、12月議会で議決をいただいております住民税非課税世帯のうち高齢者世帯・障害者世帯・独り親世帯などに対し、1世帯当たり7,000円を助成することに併せ、町単独事業として1世帯当たり3,000円を助成するもので、併せて1世帯当たり1万円を助成し、生活困窮者の冬季の経済的負担の軽減を図るものです。

介護事業所等物価高騰対策支援事業1,420万円の増額は、物価高騰の影響を受けている介護、福祉、医療事業所等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、介護事業所等に対し給付金を給付するものです。

2項1目児童福祉総務費、物価高対応子育て応援手当支給事業1,532万6,000円の増額は、物価高の影響を受けている子育て世帯に対し、児童手当支給対象児童1人当たり4万円の応援手当を支給し、子供たちの健やかな成長を応援するものです。なお、応援手当4万円については、物価高対応子育て応援手当支給事業分が2万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分が2万円となります。

8ページを御覧ください。6款1項3目農業振興費、農業者物価高騰対策支援事業1,182万8,000円の増額は、燃油、配合飼料、資材等の物価高騰の影響を受けている農業者に対し、農業収入の規模に応じた給付金を支給し、農業の事業継続を支援するものです。

7款1項2目商工振興費、商工振興費臨時事業3,600万円の増額は、食料品等の物価高騰に直面する町民などに対する経済的支援及び町民の購入意欲向上を促し、地域経済の早期回復を図ることで事業者支援に資することを目的とし、西和賀町プレミアム商品券交付事業を実施するもので、その業務委託料とな

ります。

8款2項道路橋りょう費については、道路メンテナンス事業の各施設の事業進捗状況等を踏まえ、事業費の調整を行うものです。

9ページを御覧ください。10款4項社会教育費2,098万6,000円の増額は、民俗資料館、川村美術館、川村美術館デッサン館、文化創造館の照明のLED化及び文化創造館の楽屋システムマルチエアコンを更新し、照明設備等の省エネ性の向上及び消費電力の削減を図るものです。

次に、歳入についてですが、6ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税920万円の増額は、補正予算の財源として普通交付税を充てるものです。

16款2項国庫補助金については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億2,776万9,000円、物価高対応子育て応援手当支給事業費及び事務費772万6,000円をそれぞれ増額し、歳出で説明しました各種事業の財源と見込むものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 私から3点質問いたします。

歳出の最初のページの地区集会所の省エネ化ということで、LED、エアコンというような説明がありましたけれども、これについては各集会所から、LED化、エアコンついていないのでということで申請を受ける形で補助するのかについて伺います。

あと、その下の民生費の介護事業所の物価高騰対策ですけれども、この内容について。

あと、次のページの農業者物価高騰対策ということなのですが、農業規模に応じ

てということだったのですけれども、現在は個人の農業、あとは組合等法人化しているところもあるのですけれども、そういうところのすみ分けといいますか、農業規模ですから、昨年の実績になると思うのですけれども、そういうところへの配付の仕方についてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 私のほうから、初めに地区集会所の省エネ化事業について説明をしたいと思ます。

初めに、ちょっと目的といいますか、その辺も含めてお話ししたいと思ます。エネルギー価格の高騰が続く中で、地域の皆さんが利用する地区集会所の施設内のLED化、あとは省エネエアコンの設置など、省エネに関する取組を実施したいというものの提案でございます。

この内容について、コミュニティ助成事業という形で今まで取組もしてきたのですけれども、そちらへの申込みが今十数件ございまして、ほとんどエアコン絡み、あとLED絡みなのです。そういった部分もあります。そのほかの地域についても、やりたいという気持ちがありそうなので、今後申請を受けながら、全ての地域づくり組織に説明した上で、あとは申請を受けながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、介護事業所等物価高騰対策支援事業についてお答えいたします。

こちらの内容につきましては、対象事業所を町内の事業所、介護保険サービス事業所及び障害者福祉施設、そして医療機関及び薬局に対し、利用者数に応じた給付金を支払う内容となります。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

農業者物価高騰対策支援事業の件についてでございます。この給付金については、農業収入の規模に応じてきめ細かく支給額を変えることで、幅広い農業経営の状態に対応しようとしている点が特徴でございます。農業収入について、ある程度金額の幅で支給する金額をまず変えていくというような中身になっております。

先ほどご質問の中にありました集落営農と大きな組織の方というか、組合になるのですが、こちらについては基本的に個人を対象にするということですので、法人組織とか会社経営になっているところはちょっと対象外というような形にしたいと考えております。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 最初の地区集会所についてですけれども、コミュニティ事業で申し込んでいるところもあるということだったのですけれども、全地域にこれから希望を取って、予算をもし超えるような申込み等があった場合は、先ほど説明のあったコミュニティ事業のほうで申請しているところが優先になるということなのかという点。

介護事業については、利用者に応じてということでしたので、利用者に応じて何かを買うとかということではなくて、金額を支給するということなのかの確認。

あと、農業者の物価高騰について、法人、営農組合等は対象外ということだったのですけれども、影響を受けているのは大きな事業所ほど受けているというふうな感じもするのですけれども、そういう点についての考え方について、もう一度確認したいと思ます。

議長 総務課長。

総務課長 お答えします。

まず、コミュニティ助成事業のお話をちょっとしましたけれども、コミュニティ助成事業は、年間採択されても1件ぐらいとかという状況でございます。そういった中で待ち時間が長くなってしまおうというのが1つありますので、今回の予算、四千何がしという予算を要求させてもらっていますけれども、今回各地区集会所に割り振ると約110万程度の額になります。そうなると、エアコンも大体26畳ぐらいの寒冷地用のエアコン設置して、あとはLEDも主要なところに設置するというのであれば、この範囲内でできるであろうという見込みの予算でございますので、各集会所が設置できる見込みで今予算要求させてもらっているという状況でございます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えいたします。

介護事業所等に関する支援金ですけれども、昨年度行った物価高対策と同じような内容のものでございますけれども、サービス種別に応じ、そして利用者数に応じた給付金を給付するものです。

施設系サービス提供施設等につきましては、利用者1人当たり年間4万8,000円掛ける実績、そして通所系サービス提供事業所等につきましては2万4,000円、医療機関及び薬局に関しては6万円という単価で予算を組んでおります。

以上です。

議長 農林課長。

農林課長 農業者物価高騰対策支援事業の大規模経営体の事業体の部分についてお答えしたいと思います。

まず、今回の給付金については物価高騰対策ということで、当然ほかの、ほかのというか、小規模であろうが大規模であろうが、当然皆さん大変な状況になっているというのは間違いないことは理解しております。

ただ、今回の事業を実施するに当たって、

やはり町内の小さな、要するに小規模な事業体の方々も今後はやはり大規模経営体だけではなかなか回らなくなっている状況もありますので、そういった方々についても手当てしていければというふうなことも思いの中にありまして、このような形にさせていただいております。

まず、法人組織とか大規模経営体の会社組織については、また別途違う形で、この給付金にはちょっと今回は入らないのですけれども、いろいろな形の中で手当てをしていくように相談に乗っていければと考えておりました。

以上でございます。

議長 高橋宏君。

8番 農業者の物価高騰対策ですけれども、法人化とか組合つくっているのは、個人では成り行かなくなったということでやっているとところがほとんどだと思います。町の方針としても、そういう考え方でバックアップしているであろうという考えからいくと、個人の方も大切にしなければいけないというのはそのとおりだと思うのですけれども、規模拡大したいというよりも、周りの方々からいろいろと要望されて規模拡大せざるを得ないというか、そういうことでやっている部分もあると思うのですけれども、今のような考え方というのであれば、いろいろな協議会あると思うのですけれども、そういうところでのそういう組合、法人化しているところへの説明もすべきだと思うのですけれども、そういう機会を捉えて説明をするというような予定があるか、お願いします。

議長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

今回の給付金については、非常に短期の時間の中で実施しているものございまして、これを今からの説明ということにはちょっとならないのですけれども、今後いろいろな協

議会等々ございますので、今後の農政の進め方というか、当然大規模経営体が中心になっていくわけですので、そういったことを話を聞きながら対応させていただきたいと考えております。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 商工費のプレミアム商品券についてですけれども、年度末が近づく中での補正ということですが、発券自体は年度内を予定されているのか。

それから、実際の商品券の有効に活用される期間は、どのぐらいの期間を想定されているのか。

あと、プレミアム商品券これまでも何度か実施されていますけれども、業種業態によってそれぞれ効果というものは今まで分析されているかと思えます。また、券種によって利用が可能、不可能というようなこともされてきたかと思えますけれども、そういうことを新しく今回発券されるに当たってはどのように対応していくのかお聞かせください。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

プレミアム商品券ですけれども、まず発券自体は年度中に発行するというので、議員おっしゃるとおりでございます。

それと、使用期間につきましては、繰越しをする形で4月から9月末までの6か月というふうに考えております。委託先を見込んでおります商工団体等も申告の時期ということもございまして、そういうふうなところも配慮しながら実施を考えたという部分です。

これまでも使用する業種という部分の分析はしております、やはり主に使われる飲食ですとか、あとそういう燃料関係という部分がありますし、なかなか町内だけでは利用がされない、旅館とか、そういう部分については利用率が低いという状況というのは把握し

ております。そのような部分に対応するためにまず考えているのは、事業者さん自体についても券の発行を機にそれぞれ工夫をしていただきたいということで、例えば券1セット分でこういう商品の提供ができますというようなことをぜひ考えてほしいということで、商工団体を通じて促してもらいたいというふうに話をしております。

また、1つは、ある程度の枠を町外でも購入できるような形というのも考えておまして、そういうふうなことで旅館の利用が促進されるというようなこともあるかと思えますので、こちらについても商工団体のほうからそういう提案もされておりましたので、そういう部分も含めて実施したいというふうに考えています。

以上です。

議長 真嶋実君。

2番 今町外での利用ということでしたけれども、これは他の自治体と相互に連携しながらということなのか、ちょっとそこをもうちょっと説明いただきます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、町のほうでいろいろ業務関係でつながりがある、例えば建設業協会ですとか、そういうふうな事業者さんのほうに働きかけるような形かというふうに考えているところです。そういうところにまず販売して、旅館等を利用してもらう。会議の際とか研修の際、例えば社内旅行などを検討されるという部分であれば、より町内の飲食店にも利用が図られるというふうに考えている部分がございます。

議長 真嶋実君。

2番 ということは……

議長 観光商工課長。

観光商工課長 あくまでも利用は町内ということですよ。

議長 3回制限ありますので、気をつけください。

2番 もう一度確認しますが、プレミアム商品券の販売先は、これまでですと住民票によるか何か、町内に住所のある方で、それを活用する業者さんも町内の方という形だったと思います。今の話の中では、販売先が個人というか以外の団体業種のような方にプレミアム商品券を販売もするということになるのか、その関係もうちょっと……

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

販売につきましては、町民の方と、あと町外から町内に勤務されている方、そしてもう一つは、1つ枠を設けたいと思っているのは町外の方ということになります。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 令和7年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、日程第6、議案第2号 塵芥車の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 塵芥車の取得に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この取得契約につきましては、予定価格700万円以上の財産取得であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、取得する財産、塵芥車。

2、契約の方法、随意契約。

3、契約金額、1,689万6,000円。

4、契約の相手方、岩手県北上市村崎野20地割85—1、いすゞ自動車東北株式会社岩手支社花北支店、支店長、菊池伸弥。

参考までに、納期は令和8年12月25日、見積り徴収業者は町外2者であります。なお、今回購入する車両は、沢内地区方面のごみ収集に充てる予定です。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏君。

11番 使用年数と走行距離を確認しておきたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 当該更新車両は、現在沢内地区を巡回させている車両になりますけれども、購入年度が平成24年度事業で購入しておりますので、経過年数については14年……13、14程度。それから、現在の走行距離ということですが、12月末時点で43万8,000キロということになっております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第2号 塵芥車の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本臨時会の全ての議事が終了しました。

これをもって第18回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時38分 閉 会